

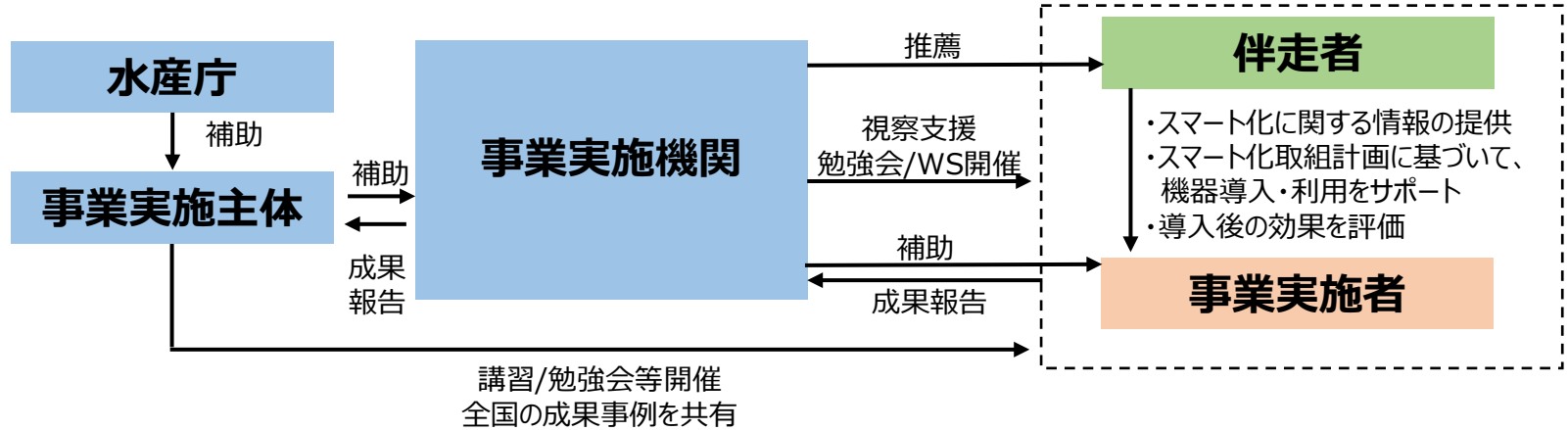
メーカー向け説明会

2024/2/22

1. スマート水産業普及推進事業の概要
2. 機器導入のための計画策定（ご参考）
3. データ利活用ポリシー（別資料）

1. 事業の概要

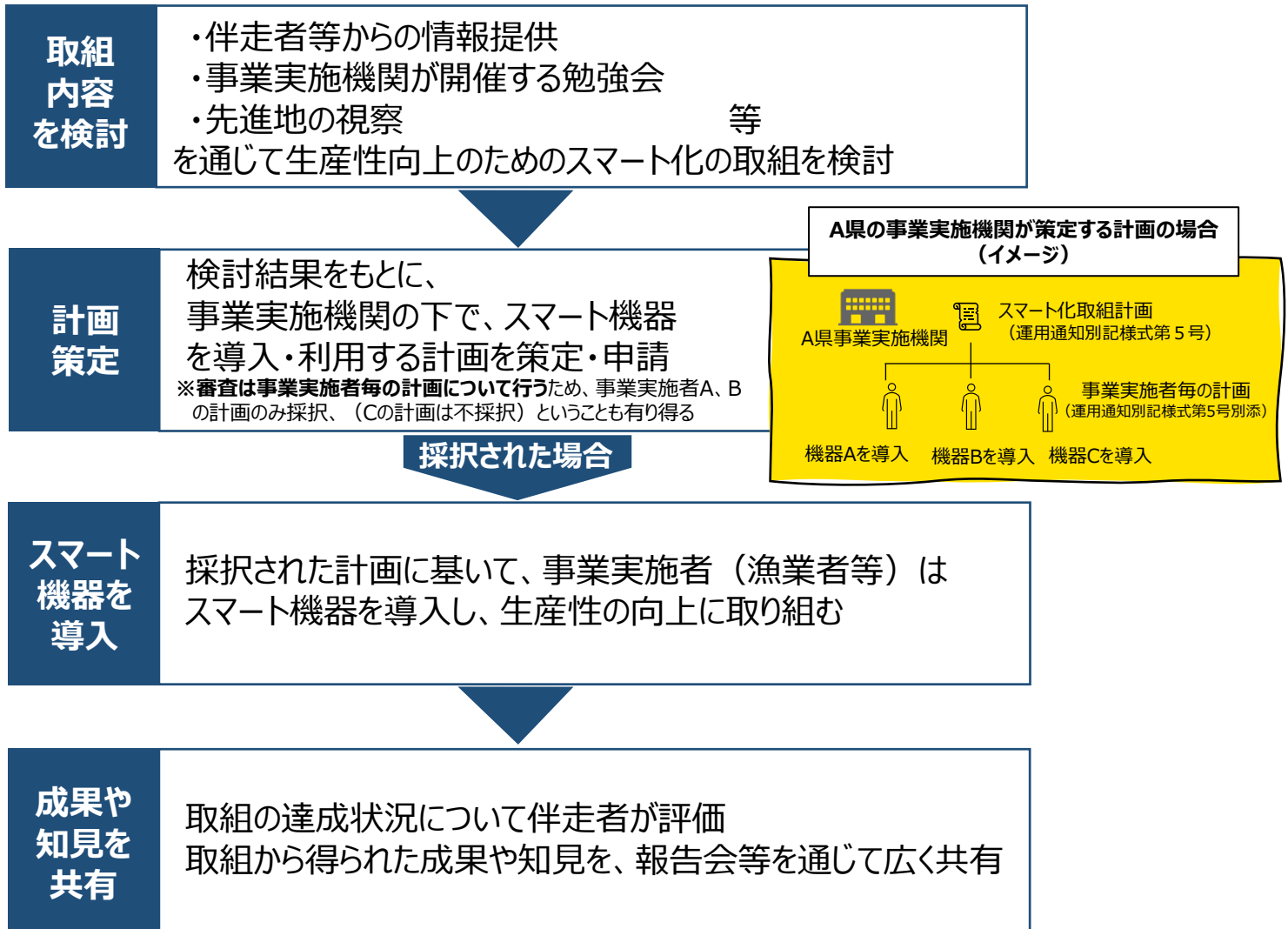
スマート水産業普及推進事業のスキーム



事業実施機関	伴走者	事業実施者
<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県または漁業関係の全国団体毎に設置するとりまとめ団体 デジタル化推進協議会やその他既存の協議会を活用することを想定 <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 伴走者を推薦 伴走者/生産者による視察を調整 視察・会議開催等に係る費用を補助 県のスマート化取組計画を策定し事業実施主体へ申請 機器導入後、伴走者からの成果報告をとりまとめ事業実施主体へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施主体が開催する伴走者向け講習会を受講することが必須 事業実施機関から推薦された者（県普及員、水産試験場、大学、漁連職員等を想定） <p>【役割】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者へスマート化事例を紹介 生産者から希望があれば事業実施機関を通じて視察を調整 県のスマート化取組計画に基づいて生産者をサポート 機器導入後、目標達成度を測定、効果を評価 	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業者/養殖業者サービスを提供する者（組合員へサービスを行う漁協等を想定） 漁業者（養殖業者も含む）

事業概要・要綱要領等は水産庁HPをご参照ください
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/smart/smartfukyu.html>

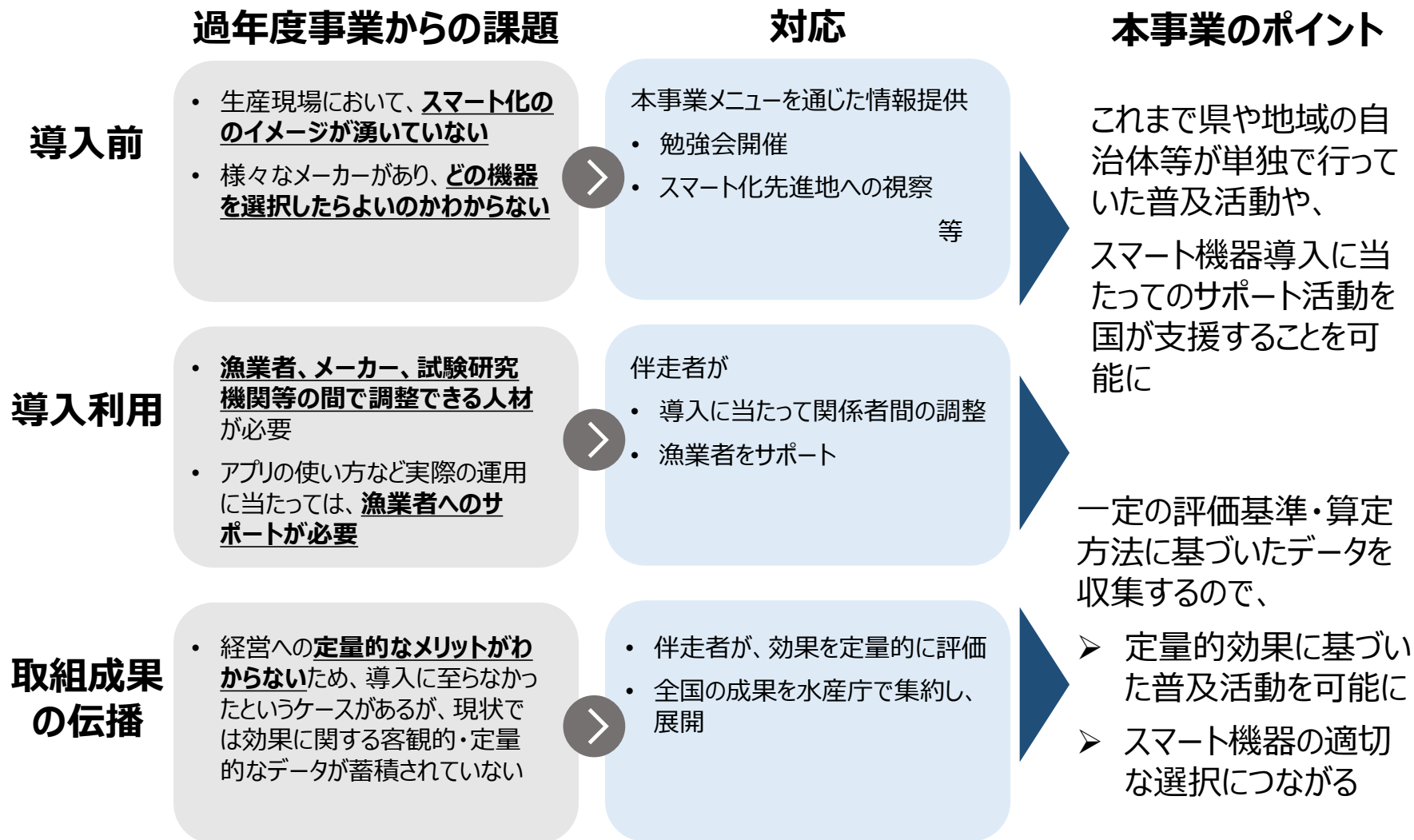
事業のプロセスについて



R5年度補正の機器導入の公募は令和6年4月以降を予定

R6年度当初予算が成立した場合は、夏頃機器導入の公募を想定（視察、勉強会等への支援は通年可）

伴走者を位置付ける目的



伴走者がスマートの普及活動をする際に参考になる情報をまとめたHPを今後作成予定
構成イメージは以下の通り

1. 有識者情報

経歴や所属、過去の取組、得意分野、コンタクト方法可能日時などを掲載

2. 機器情報

各メーカーから機器のパンフレット等のファイルを集めて掲載

3. イベント情報

シーフードショーや I T ワークショップなど見学の参考となる情報を掲載

**メーカーの皆様におかれましては、スマート機器について、
マリノフォーラムへ情報提供をお願いいたします！**

機器導入の補助率等について

生産者は、以下のタイプに応じた補助を受けてスマート水産機械を導入・利用

タイプ	対象者	補助対象	補助率	補助上限
サービス提供タイプ	漁業協同組合等※1（自営の漁業/養殖業のために導入した機器を利用する場合は対象外） 民間企業※2 民間団体※2	機器導入費	1/2 または 2/3※3	1,000万円 または 1,500万円※3
導入利用タイプ	漁業者 漁業協同組合等※1（自営の漁業/養殖業のために機器を導入する場合）	機器導入費	1/2 または 2/3※3	一者300万円 または 一者500万円※3

※1 漁業協同組合連合会、漁業生産組合を含む

※2 サービスの提供実績が無い場合、審査会でサービス提供者としての適格性・サービス提供の継続性を審査

※3 資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供するとともに、水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う場合（連携協定を締結する場合に限る）

サービス提供タイプとは

漁業者/養殖業者に向けて、以下のサービスを提供することを目的にスマート水産機器を導入

（例）漁協が組合員に海水温等の海況状況を提供するためにICTブイを設置、アプリを配布

類型	サービス内容
判断サポート型	水温、塩分、潮流等の海洋環境や漁獲量等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき漁業者に情報提供・助言
作業サポート型	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業者が使用する水産業用機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって漁業者に提供 ・漁業者が行う作業を代行 ・作業者を必要とする漁業現場に作業を行う人材を派遣
その他	事前に水産庁と協議、承認を得た内容

目標達成状況の報告

目標達成年度：機器を導入した年度の翌々年度（R6年度に機器を入れた場合はR8年度）

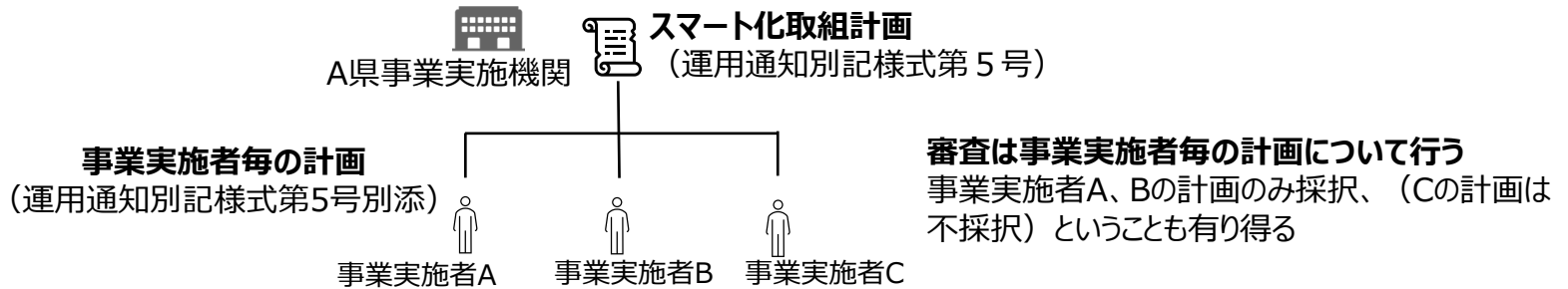
目標達成状況の報告：目標達成年度の翌年度（R6年度に機器を入れた場合はR9年度）



2. 機器導入のための 計画策定（ご参考）

スマート化取組計画とは

A県の事業実施機関が策定する計画の場合（イメージ）



(運用通知別記様式第5号) スマート化取組計画に係る交付申請書

記

第1 組織の概要

- 1 名称
- 2 構成員

第2 事業の目的

第3 スマート化取組計画の内容

- それぞれ3行程度で簡潔に
- 別添の事業実施者毎の計画と内容がちぐはぐにならないように注意
(例) 別添の事業実施者毎の計画が漁船漁業・養殖業の両方の取組がある場合は、スマート化取組計画も漁船漁業・養殖業両方について記載すること。

第4 スマート化取組計画に基づいて導入するスマート機械類

整理番号	スマート機械類の名称	事業実施者名	伴走者名	事業メニュー	備考	助成金交付申請額
				〇〇タイプ		
				〇〇タイプ		

別添（事業実施者毎の計画）
右肩の整理番号と一致させる

事業実施者毎の計画策定のポイント

① 1 事業実施者につき、伴走者を1人以上を登録すること

② 目標設定は

- 算定根拠に基づいて、目標基準値、目標値を設定すること（詳細は次のページ）
- 達成の見込みがある数値に設定すること

目標の項目	指標	基準値の算定根拠とする書類
省力・省人化	総労働時間に対して削減される労働時間 ※労働時間 = 作業人数 × 時間	基準年のタイムカード、業務日誌等の従事時間が確認できるもの
燃油使用量削減	燃油年間使用量 / 操業日数 = 操業1日あたりの燃油使用量	基準年の燃油の納品書等購入実績がわかるもの
漁労所得の改善	漁労収入 - 漁労支出 = 漁労所得 (競争力強化型機器等導入緊急対策事業と同じ指標)	税務申告書、決算書等

※サービス提供タイプの場合

- サービスの利用が見込まれる者について、利用する前と利用後の効果を比較すること
- 効果の他、利用者数・サービスを利用可能な地理的範囲についての目標もあることに留意

③ 2/3補助（※）を申請する場合、取組の具体的な内容がわかる協定書等をそれぞれ添付すること

※ 資源評価・管理又は漁場環境把握の高度化や養殖業成長産業化に資するデータを収集し、国等の試験研究機関に提供するとともに、水産高校等の教育機関に対し、データの提供、現場見学、外部講師として特別授業等を行う場合（連携協定を締結する場合に限る）

目標基準値の算定方法

○設定した基準年の種類

基準年	(※該当するものに○を記載)
直近5ヶ年のうち、最大と最小を除いた3ヶ年平均	
直近5ヶ年の平均	
直近3ヶ年の平均	
直近年(前年)	
その他	(基準年の設定方法や設定に至った理由を記載)

<注意事項>

- (1) 新規参入者など直近年の実績が無い場合は、近隣の同漁業種を営む漁業者の実績を算定の根拠とすること

①省人・省力化を目標とする場合、以下の表を記載(基準年を直近5ヶ年の平均とした場合。それ以外の場合は選択した基準年と関係のない年は空欄とすること)

	基準年の労働時間(操業1日当たり)	前年	2年前	3年前	4年前	5年前
総労働時間	0 時間	0	0	0	0	0
人員①	時間					
人員②	時間					
人員③	時間					
人員④	時間					

<注意事項>

- (1) 根拠として、タイムカード、業務日誌等の従事時間がわかるものを保存しておくこと。
 (2) 数値は時間未満の端数については、切り捨て処理すること。
 (3) 時間は、(全作業員の労働時間の合計) / (操業した日数) = 一日当たりの作業時間 とする。

②燃油使用量の削減を目標とする場合、以下の表を記載(基準年を直近5ヶ年の平均とした場合。それ以外の場合は選択した基準年と関係のない年は空欄とすること)

	基準年の使用量(操業1日当たり)	前年	2年前	3年前	4年前	5年前
燃油量合計	0.0 リットル	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
重油	リットル					
軽油	リットル					
ガソリン	リットル					
その他(もしあれば種類名を記載)	リットル					

<注意事項>

- (1) 根拠として、燃油の納品書等購入実績がわかるものを保存しておくこと。
 (2) 数値は小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで記載すること。
 (3) 使用燃油量は、(年間使用量) / (操業した日数) = 一日当たりの使用量 とする。

③漁業所得向上を目標とする場合、以下の表を記載(基準年を直近5ヶ年の平均とした場合。それ以外の場合は選択した基準年と関係のない年は空欄 ※支出内訳を明確に区分できない場合、目安となる割合を示すこと)

	基準年	前年	2年前	3年前	4年前	5年前
①漁業所得(②-③)	0 万円	0	0	0	0	0
②漁労収入	0 万円	0	0	0	0	0
③漁労支出	0 万円	0	0	0	0	0
雇用労賃	0 万円	0	0	0	0	0
漁船・漁具費	0 万円	0	0	0	0	0
油費	0 万円	0	0	0	0	0
その他	0 万円	0	0	0	0	0
④漁労外事業所得(その他の所得)	0 万円	0	0	0	0	0

<注意事項>

- (1) ①の漁業所得、④の漁労外事業所得の根拠は、原則として税務申告書、決算書とする。なお、①の漁業所得の万円未満の端数については、切り捨て処理すること。
 (2) ②の漁労収入は、漁獲物・取獲物販売及び養殖生産の収入、他漁業への従事による給与等の収入とする。
 (3) ③の漁労支出は、雇用賃金、漁船・漁具費、油費、えさ代、種苗代、修繕費、販売手数料、負債利子、漁業関係保険料(経費として支出しているもの)、租税公課諸負担、減価償却費などの経費とする。
 (4) ④の漁労外事業所得(その他の所得)は、兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、他会社等からの給与など、漁業経営以外の兼業・兼職に伴う収入と支出の差とする。※事業所得以外に雑収入(漁獲共済金や積立ぶらすや年金などの補填金)などは④に記載せず、備考欄に記載口
 (5) 減価償却費は、「減価償却費の合計額-当該事業で導入する機器の減価償却費」の方法で算出し、③の「漁労支出」の「その他」欄に含めること。

スマート機械等要件について

申請機械等の構成要素をユニットごとに整理する

各ユニットごとに要件を満たすかチェック

1. 機器分類に該当するか

YES

スマート水産機械等の要件を満たす

NO

2. 事業趣旨、性能、目的
に該当するか

YES

スマート水産機械等の要件を
満たさない
(= 補助申請対象から外れる)

NO

要件を満たす機械等のユニットについて申請しているものとみなして小計画を審査

申請する機械等について構成要素の整理

付属品（オプション）として、本体とセットで導入することを前提とするものと、各々単体で動作するが、組み合わせることによって新たな機能を発揮するものとの関係を、以下の通り整理する

申請する機械等の構成要素の考え方

機器（A,B,C,D）の申請例

① 申請機器・サービスを構成要素に分解

構成要素（A, B + D, C）

② それぞれの関係性を整理
その構成要素単体で動作
→機器・サービス
他の構成要素の存在を前提とするもの
→オプションとして、その構成要素の一部とする

A,B,Cは単体で動作
DはBがあることを前提として動作

（A、（B + D）、C）

③ 構成要素1つ1つについて、要件に基づいて審査
要件を満たさないものは助成対象から外れる

Cがスマート機械等の要件を満たさなかった
→Aと（B + D）の2ユニットを導入申請しているものとみなして計画を審査

ICTブイ（追加でDOセンサーも併せて導入） + PCの機器申請を考えている場合

① 構成要素（ICTブイ、DOセンサー、PC）に分ける

② ICTブイ、PCは単体で動作。DOセンサーはICTブイに取り付けて使用。
→（（ICTブイ + DOセンサー）、PC）

③ ICTブイ + DOセンサー → スマート機械等の要件を満たす
PC → 汎用性が高いため、スマート機械等の要件を満たさない
→（ICTブイ + DOセンサー）の1ユニットを導入申請しているものとみなして計画を審査

スマート機械等要件 1. 機器分類

以下のいずれかの機器分類に該当する場合、スマート水産機械等とする

機器分類	機器を用いた取組内容の例	商品例
ICT・IoTを利用した環境計測機器	海水温・塩分濃度、流向・流速等の海洋環境データの利活用	ICTブイ、センサー、CTD、網センサー、貝リングル 等
高機能魚探（遠隔式魚探・計量魚探）	定置網の入網状況を遠隔で把握	ユビキタス魚探、魚っちV 等
漁海況情報サービス	漁場予測・海況（潮流・海水温等）予測情報によって漁場探索を効率化	よちよう、エビスくん、急潮予測、漁場ナビ、海天 等
ICT・IoTを利用したデータ共有機器	魚群探知機・潮流計・船上カメラ等のデータ（画面）をタブレット上でリアルタイムに共有・記録	ISANA等
電子操業日誌	操業日誌をデジタル化し、操業場所と漁場環境、漁獲量の関係性を可視化。後継者・新規参集者の育成にも利用。	トリトンの矛、uwotech、養殖日誌クラウド 等
ドローン	網の点検・へい死魚の回収除去を遠隔で実施	水中ドローン（水上・空中も取組内容によっては対象とする）
網洗浄機	付着物の除去を遠隔で実施	せんすいくん 等
多機能自動給餌機	AI制御による給餌量の最適化	餌ロボ、ウミトロンセル、ロボフィーダー等
飼育管理システム	AI解析等を利用して生簀内の魚の成長状況を把握	Aquamagic、魚体サイズ測定カメラ等

※あくまで例ですので、こちらに載っていないけれど機器分類に該当するものも想定しています。

スマート機械等要件 2. 事業趣旨、性能、目的から判断



事業趣旨

事業実施者が所有している機器・サービスでは同内容の取組が実施できないもの

(漁業機器の単なる買い替え×)

導入計画に記載した目的以外で利用できる汎用品ではないもの

対象外：パソコン、タブレット、ディスプレイ、スマートフォン、衛星通信機器 等

次の1~3のいずれかを満たすもの

1 当該サービス・機器の導入自体が、漁業者の生産活動を従来から大きく変化させ、その結果生産性の向上が果たされるもの

2 要件を満たした他のスマート水産機械等と一体的に導入することで、相乗効果を生み出し生産性の向上が期待されるもの

3 要件を満たした他のスマート水産機械等を既に導入している場合で、当該サービス・機器を追加的に導入することで、既に導入したスマート水産機械等に新たな効果を生み出すもの



性能

いずれかを満たすもの

ICTやIoTを用いて、観測した情報をリアルタイムで閲覧・記録または機器の遠隔操作を可能とするもの

AI・機械学習により作業の制御や操業を最適化するもの

ロボットを用いてこれまで人力で行っていた作業を容易にするもの

従来アナログだった情報をデジタル化して蓄積・共有・分析を容易にするもの



目的

いずれかを満たすもの

省力化・省人化

燃油使用量削減

給餌効率の改善

上記以外のコスト削減

付加価値向上など収益性向上

教育機関との連携について

目的

教育活動を目的として、未来の漁業者に対し、スマート化の取組を普及していくため、普及活動のために何らかの努力をした者に対し、インセンティブを与える
(連携協定を締結したのみで、実際の活動をしない場合は認めない)

連携協定の主体

事業実施機関

全体計画にぶら下がっている計画の内、機器の所有者が教育機関に対し何らかの取組を実施するものについてのみ2/3補助とする。

(例)

A,B,Cの個別の機器導入に対し、Aのみが教育機関へ機器を貸し出す場合

→A：2/3補助、 B,C：1/2補助

- 漁協
- 法人（水産会社）
- 漁業者/養殖業者 等

教育機関

※国・地方公共団体の長または教育委員会が所管する教育機関を指す（私学も含む）

具体的には、

- 水産高校
- 水産大学校
- 大学
- 高等専門学校 等

連携内容の例

- 現場見学への対応
- 外部講師として特別授業を実施
- 観測データの提供 →授業の一環として水産高校等が海洋観測するために利用
→大学や高専の研究や授業で利用

連携協定必須記載事項

- 機器導入の計画と照らし合わせて審査するため、連携の目的、主体、内容がわかるように明記すること
- 機器の申請時は（案）で構わない（採択された場合、速やかに案とれ版を提出すること）

連携協定（案）

(目的)
(連携主体)
(連携内容)
誰のどの機器に関していつどのような取組を行うのか

連携協定

(目的)
(連携主体)
(連携内容)
詳細は別途定める計画の通りとする

連携協定に基づく計画(案)

誰のどの機器に関していつどのような取組を行うのか